

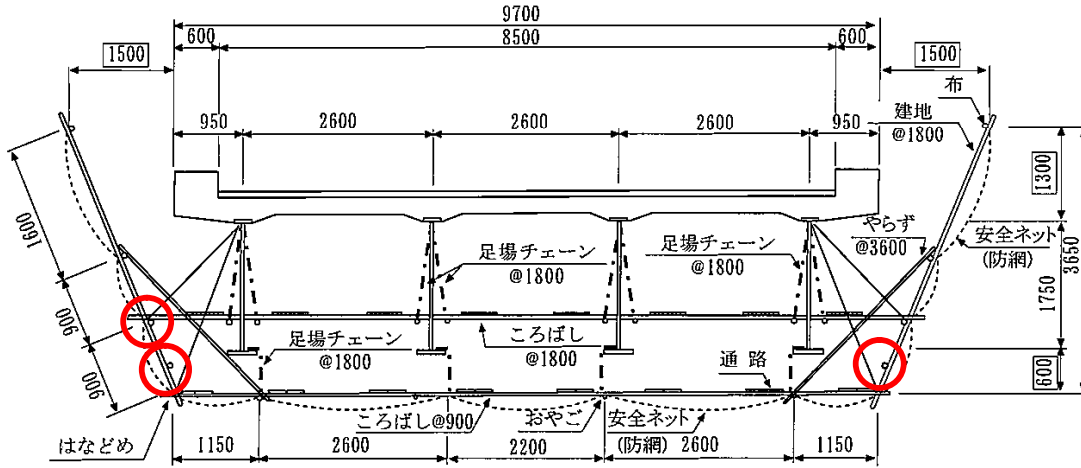
「足場工・防護工の施工計画の手引き」(平成21年11月改訂版)の修正について

(注) 第2版(平成22年1月)以降については、修正箇所(赤枠部)は反映しています。

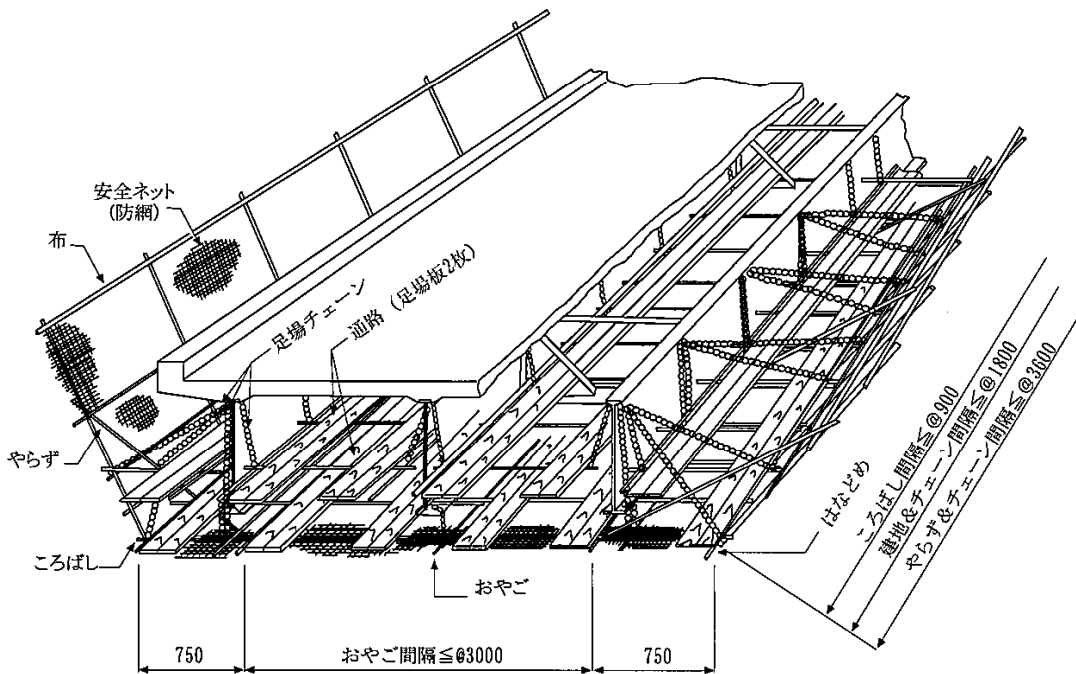
【修正箇所】

- ①中さん位置の変更と左上側パイプの追加。(P56,P57,P61P67)
- ②注記の変更。(P65)
- ③電話番号、FAX番号等の追加(奥付け)

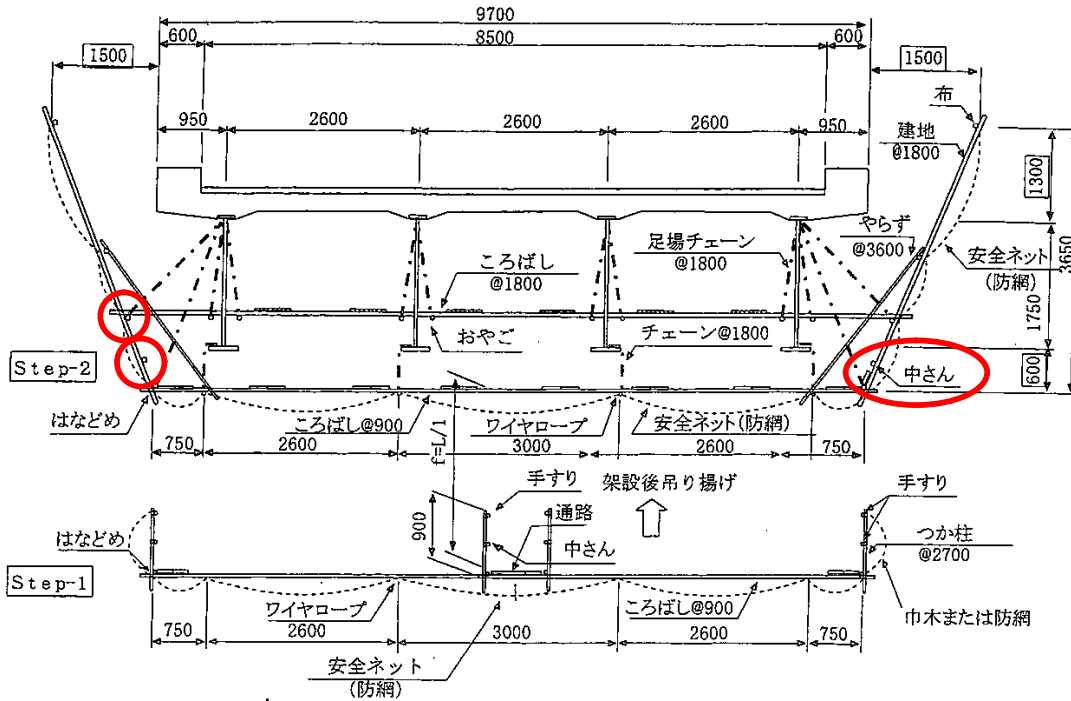
(6) パイプつり足場 (I 桁, 朝顔付)



- (注) 1. 標準寸法を示す。
 2. 桁高1.5m以上は中段足場を設ける。
 3. 下段足場からの高さが2m以上の中段足場には、手すりと中さんを設けるか、防網を張るか、安全帯を使用できる設備が必要となる。



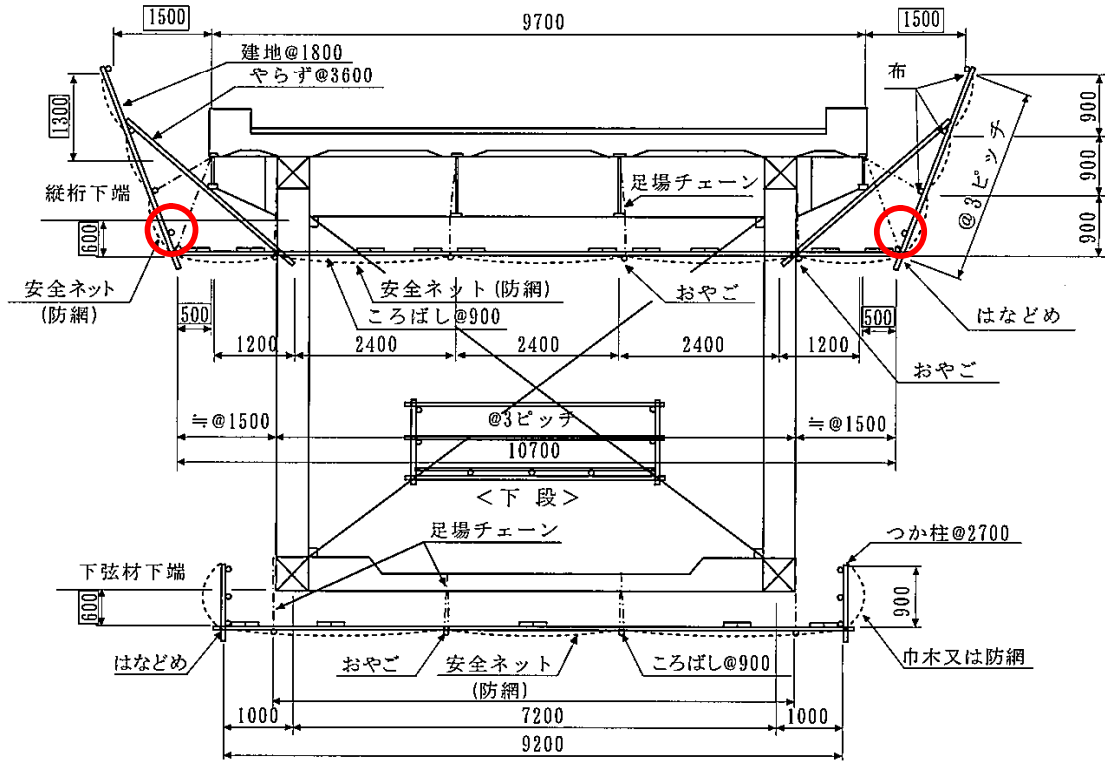
(7) ワイヤブリッジ転用足場 (I 桁, 朝顔付)



- (注) 1. 標準寸法を示す。
 2. 桁高1.5m以上は中段足場を設ける。
 3. 下段足場からの高さが2m以上の中段足場には、手すりと中さんを設けるか、防網を張るか、安全帯を使用できる設備が必要となる。

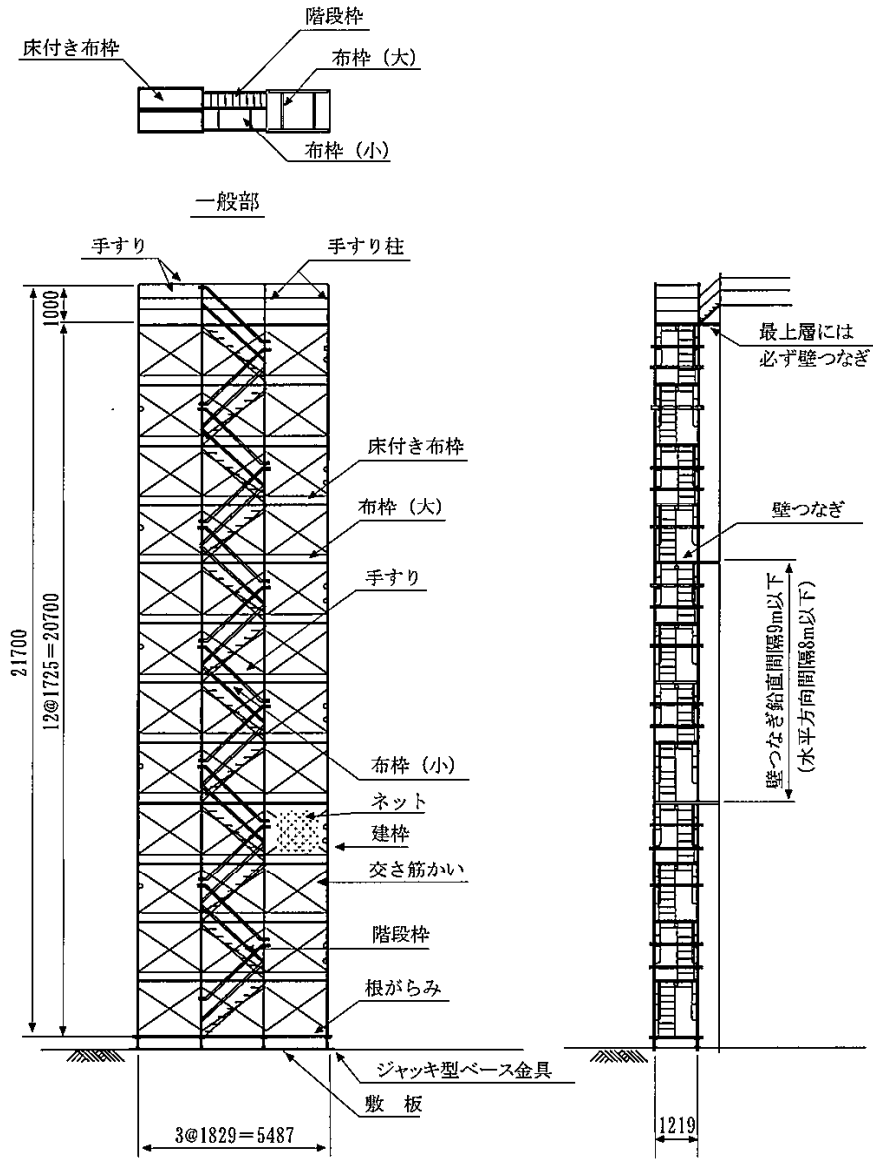
(11) パイプつり足場（上路トラス）

<上 段>



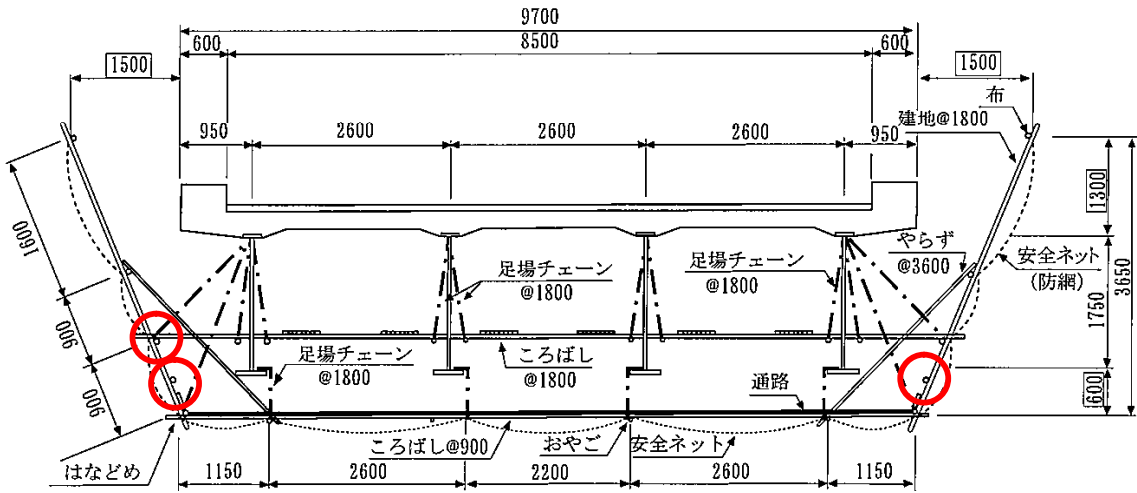
- (注) 1. 標準寸法を示す。
 2. 下段つり足場は、下横構より吊るが、つり点間隔が大きいため、おやごは2本組とする。
 3. 上段足場・下段足場を同時に使用する足場は、上段足場に飛来落下防止用ネットを設置すること。

(15) 昇降階段

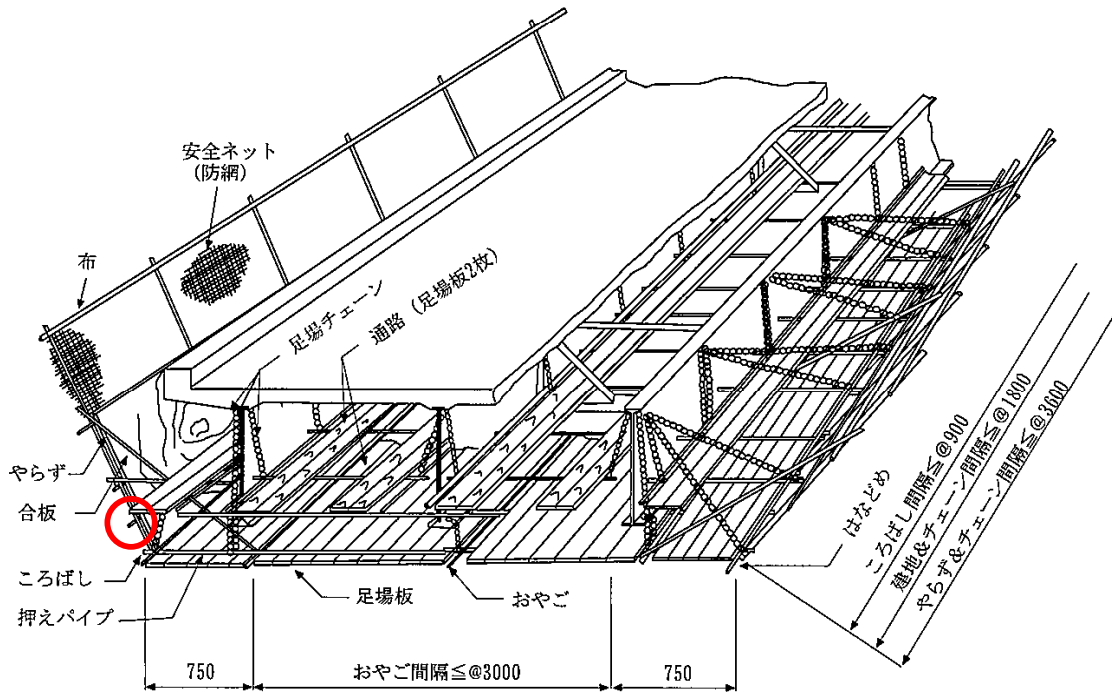


- (注) 1. 「わく組足場」は足場のうち鋼管足場の規格に適合したものを指し、通路としてのみに使用する橋脚周りまたは橋台前面のわく組足場の内側(構造物側)、外側の両面に墜落防止措置が必要です。
2. 通路として設置した「わく組足場」の高さが2m以上の床付き布枠を作業床として使用する場合には内側(構造物側)、外側の両面に墜落防止、物体の落下防止措置が必要です。構造物と作業床の間隔は30cm以下が望まれますが、30cm以下であっても墜落または物体の落下により危険を及ぼす場合には手すり、中さん等を設置する墜落防止、及び巾木、メッシュシート等の物体の落下による危険防止措置が必要です。

(17) 重量物用パイプつり足場図 (鋸桁)



- (注) 1. 標準寸法を示す。
 2. 桁高 1.5m 以上は中段足場を設ける。
 3. 下段足場から高さが 2m 以上の中段足場には手すりと中さんを設けるか、防網を張るか、安全帯を使用できる設備が必要となる。



足場工・防護工の施工計画の手引き

昭和48年 9月 旧初版（橋梁架設工事における足場工および防護工基準とその積算）
昭和57年 5月 旧改訂初版（鋼橋架設等工事における足場工および防護工の構造基準）
昭和63年 6月 旧第1回改訂（ " ）
平成 8年12月 旧第2回改訂（足場工・防護工の構造基準 鋼橋架設工専用）
平成14年 3月 改訂初版（足場工・防護工の施工計画の手引き 鋼橋架設工専用）
平成16年 2月 改訂版（ " ）
平成19年 9月 改訂版（重量物用足場工の施工計画の手引き 合本）
平成21年11月 改訂版（足場等の労働安全衛生規則の改正に伴う）

発行人 北村 慎悟

発行所 社団法人 日本橋梁建設協会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-18 鉄骨橋梁会館1階

TEL.03 (3561) 5225 FAX.03 (3561) 5235

<http://www.jasbc.or.jp/>

（平成22年2月1日より下記の住所となります）

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル9階

TEL.03 (3507) 5225 FAX.03 (3507) 5235

<http://www.jasbc.or.jp/>